

平成29年第11回農業委員会議事録

平成29年11月27日

長瀬町農業委員会

平成29年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年11月27日
開催年月日 平成29年11月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 15時00分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 15時38分 事務局長 南 勉

会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

遅刻委員 な し

欠席委員

6 高橋 満

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地利用集積計画1件について
- (3) 非農地判定について(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

開 会

事務局長 こんにちは。

本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後3時00分)

会長挨拶

事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

委員の方は引き続きご苦労さまです。ありがとうございます。

何か、寒い中、おつき合い本当にありがとうございます。ことしは何か急に寒くなって、風邪なんか引くようですけれども、体にくれぐれも。

早速会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

議長選出

事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

開議の宣告

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席人員は12名です。定員に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届けが高橋委員よりありましたので、報告させていただきます。

議事録署名人の指名

議長 議事録署名人の指名をします。

9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に、9番、坂上良資氏、10番、田端久子氏を指名します。

諸般の報告

議長 ここで、諸般の報告をいたします。

11月23日、勤労感謝の日に、宝登山神社において恒例の産業祭が開催されてきました。

以上で諸般の報告を終わります。

農地法第5条の規定による許可申請2件について

議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議します。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が太陽光パネル施設に転用するための許可申請について審議します。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1について説明させていただきます。番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷———、地目は畑、面積は942平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、太陽光パネル等設置でございます。権利の内容は、贈与による所有権移転となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———内で、長瀬町給食センターの西側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、譲受人は、譲渡人である父が耕作できない状況であり、遊休農地化を防ぐため、本件土地を譲り受け、土地の有効活用を図りたい。譲り受けた後は、太陽光発電の施設を設置し、その運用により今後の生活収入の足しにしたいということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面もあわせてごらんいただきたいと思います。土地造成が942平方メートル、工作物は太陽光パネル192枚、発電量は44.0キロワットでございます。

次に、資金計画でございますが、———
———ということでございます。現在お返ししております申請書に、———
———が添付されておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は土地計画法の適用がないため、市街化区域でも

市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線30号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

高田幸好推進委員 この件につきましては、21日に櫻井委員と事務局の村田さん、3名で現地を確認させていただきました。本件については、家庭の事情もございますので、特に問題ないかと思えます。以上です。

議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

2番、櫻井 汪委員の説明をお願いします。

2番櫻井 汪委員 櫻井です。

先ほど、高田推進委員からお話があったとおり、10月21日に役場の村田さんと私と高田さんともう一人いましたけれども、4名だったんですけれども、現地を確認いたしました。このところは、私のうちの関係があったところなんです。その隣が元うちの土地だったんですけれども、そこへうちの親戚が出たもので、前回話をちょっと話ししたんですけれども、既に申請が先に出ちゃってました。でも、内容を聞いてみますと、相手もよく、周りには悪いことをしないと。要するに、きちんとした間隔をあけて、皆さんに間違いないようにしますというような話も隣の人たちからも聞き取りをしました。ですから、正式に書類が出ていますので、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長 櫻井 汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当に意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することを決定しました。

続いて、農地法第5条、番号2、———氏の所有地を———
———氏が、太陽光パネル設置への転用のための許可について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

番号2について説明をさせていただきます。番号2、譲受人住所・氏名、———
———、

さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。次に申請土地の表示でございますが、所在地、大字井戸字———、地目はどちらも畑でございます。面積は1,117、19の合計1,136平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置でございます。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に、案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いしたいと思います。場所は、———区内、井戸下郷区公民館の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、本計画の土地は、後継者不足により耕作継続が難しい状況にあります。一方、太陽光による発電にとっては、平坦で周囲に日射を遮る高木、建築物等がなく、極めて良好な条件となっておりますので、長瀬地域への貢献、投資効果の両面から計画に至った次第です、ということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面の配置図をあわせてごらんいただきたいと思います。土地造成が1,136平方メートルで、工作物は太陽光パネル234枚、発電量は49.5キロワットとなります。

次に、資金計画でございますが、———ということ
でございます。現在お返ししております申請書に、———が
添付されておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地としまして、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸81号

線に接している農地でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

齊藤喜久夫推進委員 先日、中川委員と、また、事務局の村田さん、3人で現地を確認させていただきました。

この表にあるとおり、一反歩以上ある平坦で優良農地でございますが、優良農地保全という観点からは非常に残念ですが、農地の有効利用なり、隣地がもう既に発電所として認められているということで、この案件だけ許可しないということもできないと思いますので、やむを得ず承認という形になるのかなと思います。

以上でございます。

議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

4番中川知久委員 4番、中川です。

先日、17日に齊藤委員、村田さん、3人で現地確認をしてきました。

この一角は3件目の太陽光の施設ができることになりまして、太陽光の団地化みたいなことになっております。また、いく日か期日をへるとまた前のほうに大きな畑が予定されているような感じでもございます。井戸の下郷は太陽光の発電所がいっぱいできるような感じになります。一角の広い畑であります。右肩のほうが少し傾斜になっていますが、本人が畑を耕す状況でないので、申請どおり許可されたらと思います。

よろしく審議をお願いします。

議長 中川委員の農業委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地利用集積計画 1 件について

議長 続いて、議案第 2 号 農地利用集積計画 1 件について審議します。

小菅委員におかれましては、申出書になるので、審議の間、退席をお願いいたします。

(7 番小菅辰彦委員退席)

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 すみません、資料をまた 1 枚おめくりいただきたいと思います。

番号、議案第 2 号 農地利用集積計画について、説明をさせていただきます。

まず初めに、参考資料としましてもう一枚資料をおめくりいただきたいと思いますが、農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）について、こちらをごらんいただきたいと思います。

こちらの概要でございますように、農用地の権利移動につきましては、農地法に基づく許可を得る場合と、あと農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による場合がございます。今回、こちらの農地利用集積計画についてご審議いただくわけでございますが、農地利用集積計画は、町が農用地の借り手と貸し手の間に入り、意向を調整いたしまして、集団的な権利移動の計画をまとめた農用地利用集積計画を作成いたしまして、農業委員会の決定を経て、公告することにより、利用権設定等の効果が発生するものでございます。

利用権の設定等を受けることができる者、すなわち借り手でございますが、借り手の要件につきましては、こちらの参考資料の 2 の から になりますので、後ほど確認をしていただきたいと思います。

1 枚、裏面を見ていただきまして、農地法の特例としまして、農用地利用集積計画の定めるところにより、農用地の利用権の設定等が行われる場合には、農地法第 3 条の許可を受ける必要はなく、また、農用地の貸借については、その期間満了により自動的に貸借関係が終了し、離作料の問題等も生じないことと、農地の流動化を促進する観点から、農地法の特例が受けられます。また、農地法による下限面積制限、長瀬町の場合は、30アールでございますが、こちらの要件は適用されません。

利用権の設定期間は、利用時の手続としまして、引き続き利用権設定等を希望する場合には両方で協議した上で、期間満了日の 1 カ月前までに町農業委員会に申し出ることとしております。

以上のことを踏まえまして、審議のほうをお願いしたいと思います。

もう一度、前のページに戻っていただきまして、議案第2号について説明をさせていただきたいと思います。

番号1、借受人の住所・氏名 _____、_____ さん、貸付人住所・氏名 _____、_____ さん。利用権を設定する土地でございますが、所在地、大字本野上字 _____、地目は畑、面積は297平方メートルの1筆でございます。設定する利用権でございますが、利用権の種類は賃借権の設定、内容は野菜、始期、存続期間につきましては、平成29年12月20日から平成32年12月19日までの3年間となります。賃借料が _____ となります。

こちらの農地利用集積につきましては、平成14年からの継続案件となっております。

下に、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いしたいと思います。場所は、_____区内、総持寺の南東側にある場所でございます。

耕作につきましては、事務局のほうで現地確認を行いまして、耕作を実施していることを確認しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたします。

非農地判定について(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)

議長 続きまして、議案第3号 非農地判定(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)について、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地判定について説明をさせていただきます。

まず初めに、こちらのほうの参考資料を2枚めくっていただきまして、参考資料、非農地判定について、ごらんいただきたいと思います。

非農地判定とは、農地として再生困難と思われる土地について、農地に該当するか否かを審議していただくものでございます。

農業委員会の役割といたしましては、農地に該当するか否かについては、農業委員会が総会の議決により判断を行うこととされております。農業委員会が非農地判定を行うのは、この夏に実施をしていただいたんですが、利用状況調査で再生困難となった農地ですとか、また、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合に行うものでございます。判断基準といたしましては、土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、またはその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合には、農地に該当しないものと判断されるものでございます。以上のことを踏まえまして審議をお願いしたいと思います。

また1枚戻っていただきまして、議案第3号について説明をさせていただきます。

議案第3号 非農地判定について、番号1、所在地は大字野上下郷字—————
一、地目はどちらも畑でございます。農振地区といたしましては白地となっております。面積は62、49、合計111平方メートルの2筆でございます。

下に案内図、公図がありますので、こちらもご確認をお願いしたいと思います。場所は、——区内の長瀬ゴルフクラブ入り口の、こちら——さんのご自宅の裏にある場所になるんですが、次のページにそれぞれの現況写真が添付されておりますので、確認をお願いしたいと思います。

本件は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものでございます。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 次に、担当地区委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

高田幸好推進委員 高田でございます。

本件につきましては、21日に櫻井委員と事務局で村田さん、それから産業観光課の前沢氏にも同行していただいて、4名で現地を確認させていただきました。

写真でごらんいただくとおり、このところはイチヨウの木が植栽してあって、相当な古い太さになっています。後方の山林とほとんど遜色ないような状態であります。ましては土地の

左側に水路がありまして、その水路に対して非常に傾斜がある土地でございますので、これを今さら農地に変えようというのはちょっと無理というふうな現地判断をいたしてまいりました。

以上です。

議長 高田委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

2番、櫻井 汪委員の説明をお願いします。

2番櫻井 汪委員 2番、櫻井です。

高田推進委員からもお話がありましたように、10月21日、村田さん、高田さん、あと前沢さんと4名で現地調査して、これは私どもの——区でありましたので、私はこの方の地主の人は全然知りません。会ったこともない。多分この人は——に住んでいるということだけれども、いろいろ家庭の事情があって、遺産相続で受けた方じゃないかなと思います。ということで、それは人間的な関係でございまして、恐らくこのままには、もうもとに戻すということは困難だと思います。それと高田推進委員からお話があったように、確かに場所を見まして、傾斜ですよ、当時は戦後の時に畑をつくっていたと思います。ですが、やっぱり時代の流れに沿って、やっぱりこういうものができなくなったということで、恐らくああいう状況になったと思います。ですから、これをまたもとに戻すというのは無理で、これはこのままで申請、農地の判定がこれについてはやむを得ないと思います。

以上、ご審議お願いいたします。

議長 櫻井委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員異議なしでございますので、よって、本件を非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

以上で、議案の審議は終了しました。

その他

議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございますが、12月の委員会は25日月曜日、午後3時ぴったりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

5番野原新平委員 ちょっといいですか。

きょう、私、用事があって、2時からの会議に出席できなかつたんですけども、この3時についてなんですけれども、1時半からというふうなことにはできないんですか。何で3時に、中途半端なんです。

議長 事務局。

事務局 事務局のほうから説明させていただきます。

今回の3時からにつきましては、慣例によりまして、毎年この11月に農振協議会、農業委員会に先立ちまして農振協議会をお世話になっております。このタイミングで、日も短くなるころからということで3時からお世話になっているわけなんですけれども、これはあくまでも提案事項でございますので、この会議の中で1時半なり3時というのを決定していただいこととなりますので、ここで、今またお諮りいただいて、その結果で時間等を決めていただければと考えております。

以上でございます。

5番野原新平委員 私としては、3時からだと午後はここへ出てくるために、午後は全部潰れちゃうんです。1時半からであれば、終わってから幾らかまた何か予定もつくと思うんですけども、きょうみたいに3時からということで促進協議会みたいなものからあって、その前の時間というよりも、1時半から始めてそういう問題にするようなことが起きるのであれば、その後ですればいいかなというふうに私は思うんです。審議が長くて延長になるというのであれば、これは納得できるんですけども、前に入れてくるというのはちょっと予定をつくっちゃってから、私の場合、きょう3時からということで予定を入れてあったために、前の2時から出席できなかつたんですけども、できれば、私としては1時半からの会議にしていいただければと思うんですけども。

議長 ほかに、あれですか。

3番福島美知子委員 すみません。どうしても3時からという理由はないということですよ、多分。私たちは仕事の都合で1時半からにさせていただいていますけれども、やっぱり、農家というのは、3時からだとその後、野原さんが言うようにこの時期だと特に早く暗くなっちゃう

んで。でも、うちも月、水、金は3時からハウスを閉めなくちゃならない。本当は今、3時からじゃどうしようかなと考えていたところですけども、1時半からやっていただければ、時間が無駄なく使えると思うんですけどもどうでしょうか。

議長 それで、今の野原委員、福島委員のを聞きまして、1時半から賛成をいただく方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 じゃ、1時半に決定しましょう。

2番櫻井 汪委員 もう一ついいですか。

きょう、ちょっと遅刻しちゃったんですけども、本当、何か聞いたら、5月、11月にあるんだそうで、そのときにはどうするんですか。

議長 そこは逆に、じゃ、1時半から3時までとか、1時半に始めて、それが終わったら、農振のときにはまた別に考えましょう。半年先に。

事務局 議案の件数と、あとこちらにいる推進委員さんは農振協議会の委員さんにはなっていないのと、あと、お2人農振協議会だけの委員さんもいらっしゃいますので、ちょっとその辺を考慮させていただいて、また後にするのか、今までどおりと同じようにするのか、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、また一月前には時間のことを諮らせていただくので、そこでちょっとまた申しわけないですけども協議いただければと思うんですけども。

(「農業委員は両方に出なくちゃなんですよ」と呼ぶ者あり)

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

議長 だから、書類をよく見ていただいて、一緒に来ると、先だけ見ちゃってああこりゃと思うような感じだけでも、これもちょっと検討の余地があると思うんです。送付するときにも、日にちが同じ日にちか時間だけ違うということになると、いろいろそういうの見違えることがあるので、ちょっとそのところをまた検討させてもらいましょう。

(「5月と11月って必ず農振のあれがあるんだから、それは自分たちで頭に入れておく」と呼ぶ者あり)

議長 ただ、1時半になった場合は、先にやるか後にやるか、そのときに案件によってまた変えましょう。これでいいですか。

(「でも、やるんだったら前のほうがいいわけでしょ。あれは。後というの
はおかしいでしょ」と呼ぶ者あり)

事務局 やる案件が重なることはないので大丈夫です。

議長 農振の場合は外して、それから転用をとるわけだから。別なんだよね。転用と農振の場合は。外さないと転用をとれない。

(「でも、どっちが先でも別に関係ない」と呼ぶ者あり)

議長 だから、1時半に終わって、そのままちょっと委員の方が来るのとはずれるようなことになっちゃうけれども、2時なら2時、2時半なら2時半でいいんじゃないのか。

事務局 農業委員会総会のほうは告示をかけているので、時間をきっちりやらなきゃいけないので、協議会のほうはそれはちょっと告示はかけてないので、どっちかといえば総会のほうは告示、時間どおりにやらなきゃいけない。

3番福島美知子委員 じゃ、農業委員会を先にやったほうが時間的にはいいですね。早く終わればその除外のを続けてできちゃうということだもんね。そうじゃないと、きょうみたいに3時まで待つてなくちゃだから。

事務局 委員さんで変わるので、ある程度。多少の時間は出ちゃうとは思うんですけども、どっちにどう転んだとしても。案件次第で、申しわけないですが前の月に協議させてもらえればというふうに思います。

議長 それでは、次回は25日の1時半ということで決定したいと思います。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。

これで議長の席を外させていただきます。ありがとうございました。

閉 会

事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後3時38分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年11月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 坂 上 良 資

署名委員 田 端 久 子